

各都道府県介護保険担当課（室）
各市町村介護保険担当課（室）
各介護保険関係団体 御中

← 厚生労働省 認知症施策・地域介護推進課

介護保険最新情報

今回の内容

「介護支援専門員資質向上事業の実施について」の
一部改正等について
計 157 枚（本紙を除く）

Vol.1143

令和5年4月17日

厚生労働省老健局

認知症施策・地域介護推進課

【 貴関係諸団体に速やかに送信いただきますよう
よろしくお願いいたします。 】

連絡先 TEL：03-5253-1111(内線 3936)
FAX：03-3503-7894

老発0417第2号
令和5年4月17日

各都道府県知事 殿

厚生労働省老健局長
(公印省略)

「介護支援専門員資質向上事業の実施について」の一部改正等について

厚生労働大臣が定める介護支援専門員等に係る研修の基準及び介護保険法施行令第三十七条の十五第二項に規定する厚生労働大臣が定める基準の一部を改正する告示（令和5年厚生労働省告示第35号）が令和5年2月17日に公布されたところであるが、これを踏まえ、「介護支援専門員資質向上事業の実施について」（平成26年7月4日老発0704第2号厚生労働省老健局長通知）を別添のとおり改正し、令和6年4月1日から適用することとしたので、十分御了知の上、関係者、関係団体等に対し、その周知徹底を図るとともに、その運用に遺漏なきを期されたい。